

26 博士

平成 26 年度

履 修 便 覧

東京藝術大学

大学院音楽研究科(博士後期課程)

目 次

I. 博士後期課程履修内規	
1. 専攻及び専攻に置く研究領域並びに指導教員	1
2. 教育内容及び履修方法	2
3. 修了の要件	2
4. 学位の授与	2
5. 学位審査	2
6. 在学延長の届出	3
7. 学位論文の閲覧	3
II. 教育課程表（別表1）	
全研究領域共通	4
III. 研究指導内容一覧（別表2）	5
IV. 学生生活	7
V. 東京藝術大学大学院学則（抄）	11
VI. 東京藝術大学大学院音楽研究科規則（抄）	17
VII. 東京藝術大学学位規則（抄）	19
VIII. 東京藝術大学大学院研究科学位（課程博士）審査規則	22
IX. 東京藝術大学大学院研究科学位（論文博士）審査規則	24
X. 音楽文化学研究領域の論文博士の事前承認に関する申し合わせ	26
XI. 「東京藝術大学大学院音楽研究科学位委員会」設置に関する申し合わせ	27
XII. 東京藝術大学音楽学部における演奏活動に関わる著作権等の取扱要項	28

I. 博士後期課程履修内規

改 正 昭和54年12月13日

最近改正 平成18年2月9日

本学の博士後期課程は、大学院修士課程の上に設置されたもので、芸術の創造・表現とその理論を総合的に研究・教授することにより、芸術に関する幅広い識見を有する研究者の養成を目的とするものである。

1. 専攻及び専攻に置く研究領域並びに指導教員

(1) 音 楽 専 攻

研究領域	指 導 教 員	研究領域	指 導 教 員	研究領域	指 導 教 員
作 曲	小鍛冶 邦 隆	鍵 盤 楽 器	渡 邊 健 二	邦 楽	武 田 孝 史
	鈴 木 純 明		市 坪 俊 彦		露 木 雅 弥
	野 平 一 郎		漆 原 朝 子		萩 岡 松 韻
	林 達 也		小 畑 善 昭		廬 慶 順
	安良岡 章 夫		川 崎 和 憲		市 村 作 知 雄
声 楽	甲 斐 栄 次 郎		河 野 文 昭	音 楽 文 化 学	植 村 幸 生
	勝 部 太		古 賀 慎 治		枝 川 明 敬
	川 上 茂		澤 和 樹		大 角 欣 矢
	櫻 田 亮		清 水 高 師		大 森 晋 輔
	佐々木 典 子		高 木 綾 子		片 山 千 佳 子
	菅 英 三 子		玉 井 菜 採		亀 川 徹
	寺 谷 千 枝 子		栃 本 浩 規		熊 倉 純 子
	永 井 和 子		中 木 健 二		佐 野 靖
	平 松 英 子		永 島 義 男※		杉 本 和 寛
	福 島 明 也		日 高 剛		佐 美 真 理
	吉 田 浩 之		藤 本 隆 文		塚 原 康 子
鍵 盤 楽 器	青 柳 晋		松 原 勝 也		土 田 英 三 郎
	東 誠 三		山 本 正 治		テシュネ, ローラン
	有 森 博		大 塚 直 哉		照 屋 正 樹
	伊 藤 恵	野々下 由香里	西 岡 龍 彦		
	植 田 克 己	尾 高 忠 明※	畑 瞬 一 郎		
	江 口 玲	澤 和 樹(兼)	檜 山 哲 彦		
	角 野 裕	味 見 純	福 中 冬 子		
	坂 井 千 春	吉 川 さ と み	丸 井 淳 史		
指 揮	迫 昭 嘉	邦 楽	小 島 直 文	毛 利 嘉 孝	
	廣 江 理 枝		関 根 知 孝	山 下 薫 子	

(注) ※印の教員は平成27年3月31日に定年退職の予定である。

(指導教員の配列は五十音順)

学生は、上記研究領域のいずれかに属して専門の研究を深めると同時に、総合的な視野に立って豊かな識見を養うことが要請される。

2. 教育内容及び履修方法

(1) 教育内容

本学大学院音楽研究科博士後期課程の教育課程は、別表1に示すとおりである。

(2) 履修方法・履修登録

博士後期課程の学生は、その年度の研究内容に応じて、主任指導教員及び関連指導教員との協議のうえ、大学院開設科目の中から必要な科目を履修すること。（※学部開設科目、各センター開設科目は、単位修得できない。）

なお、研究内容によっては、個別の授業科目の開設を要請することができる。決定した履修科目は研究計画書とともに、毎年度所定の期日までに教務係へ届け出ること。

(3) 研究計画

博士後期課程の学生は、入学後すみやかに主任指導教員及び関連指導教員に「指導教員会議」の開催を要請し、3年間の研究計画及び1年次の研究計画を立案したうえで、教務係（を通して学位委員会）へ報告し、年度末には研究進捗状況報告書を提出することとする。2年次以上の学生は、各年度すみやかに「指導教員会議」の開催を要請し、当年度の研究計画を立案したうえで、教務係（を通して学位委員会）へ報告し、年度末には研究進捗状況報告書を提出することとする。ただし、学位審査に合格した年次の報告書は必要としない。

(4) 博士リサイタル

演奏関係の研究領域を専門とする学生は、博士リサイタルを行うものとする。

演奏時期、曲目等については、主任指導教員の指導を受け、その実施計画を教務係に申告しなければならない。

3. 修了の要件

修了の要件は、博士後期課程に3年以上在籍し教育課程表に定める必修・選択あわせて10単位以上を修得し、博士論文及び研究作品又は研究演奏（音楽文化学研究領域にあつては博士論文のみとする）の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在籍期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者については、修士課程における在学期間を含め3年以上在籍すれば足りるものとする。また、修士の学位をもたず博士後期課程に進学した者の内、極めて優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者については、1年以上在籍すれば足りるものとする。

4. 学位の授与

博士後期課程を修了した者に対しては、研究領域により「博士（音楽）」「博士（音楽学）」「博士（学術）」の学位を授与する。

5. 学位審査

(1) 予備申請書類の提出

学位審査を受けようとする者は、当該年度の4月末日までに予備申請に必要な書類を教務係へ提出すること。

(2) 学位論文等の提出

上記の申請をした年度の10月初旬（学事暦参照のこと）に、学位審査申請書、博士論文等のうちの論文及び課程博士審査規則第4条第1項に規定する書類を音楽研究科長に提出しなければならない。ただし、研究作品の提出は12月第3週とする（学事暦参照のこと）。研究演奏の期日は個別に定める。

なお、満期退学後に書類等を提出し、審査を願い出る場合は、論文博士による学位の申請の扱いとなる。

（注）提出する論文は、A4判とし、縦書き横書きのいずれでもよい。製本した上、正本1部・副本3部を提出すること。

(3) 審査日程

論文等の審査及び最終試験の日程については、音楽研究科委員会の定めるところによる。

(注) 研究演奏及び音楽文化学研究領域（音楽学）の論文に関する口述試問は公開とする。

研究演奏を行うさい、学位申請者において録音・録画をすることは、審査及び聴衆の妨げとならない限りにおいて、あらかじめ研究科長の承認を得たうえで行うことができる。(56.2.12研究科委員会決定)

(4) 審査

博士論文等は総合的に審査される。

6. 在学延長の届出

3年以内に学位取得ができない場合は、3年次の1月末日までに、初年度に提出した「3年間の研究計画書」の変更届、及び今後の「研究計画書」を、教務係（を通して学位委員会）へ提出すること。

また、所定の単位を修得し、退学する者（学位未取得、満期退学扱いの者）及び在学年限満了となる者は「退学届」を提出すること。

7. 学位論文の閲覧

博士後期課程の学位論文等は、音楽研究センターまたは大学附属図書館において閲覧することができる。

(57.4.19研究科委員会決定)

(参考) 留学に係る履修上の特例

○ 通年授業の単位分割について

修士課程履修内規の特例にならない単位認定を行う。(平成17年6月9日研究科委員会決定)

○ 「博士特別研究」について

「博士特別研究」科目は、その性格をかんがみて単位分割の対象とはしない。

なお、「博士特別研究」に該当する博士リサイタルないし研究発表等は、休学前又は復学後を問わず、評価の対象となる。ただし、同一年次における「博士特別研究」の単位は「2」を上限とする。(平成18年9月7日研究科委員会決定)

Ⅱ. 教育課程表 (別表1)

全研究領域共通

履修区分	授業科目	履修年次			取得単位数			備考
		1年次	2年次	3年次	小計	中計	合計	
必修科目	研究領域特別研究指導	～					10	
	博士特別研究 ※1	I 2	II 2		4	8		
	博士専門科目 ※2	I 2	II 2		4			
選択科目	大学院開設科目	2			2	2		

※1 演奏専攻は、博士リサイタルをもってあてる。

その他の専攻は、研究発表をもってあてる（作品の演奏、学会誌等への論文掲載をあてることも可）。

※2 原則として主任指導教員が開設するもの。

Ⅲ. 研究指導内容一覧 (別表2)

研究領域	研究指導内容	専攻所属教員	研究領域	研究指導内容	専攻所属教員
作曲	作品研究 理論研究 分析論 管弦楽法 楽器法等	小鍛冶 邦 隆 鈴木 純 明 野平 一 郎 林 達 也 安良岡 章 夫	古 楽	古楽演奏実習 古楽アンサンブル実習 楽器研究(構造、歴史) 原典資料研究 作品研究 演奏史研究 Performance Practice (調律法、ピッチ、 装飾法、楽器法など) 古楽教育論 歴史的発声発音研究 音楽社会史研究 音楽思想史研究 等	大塚 直 哉 野々下 由香里
声 楽	演奏解釈論 演奏表現論 歌唱法 作品研究 歌詞研究 台本研究 アンサンブル研究 舞台演技法 音楽史研究 等	甲斐 栄次郎 勝部 太 川上 茂 櫻田 亮 佐々木 典子 菅 英三子 寺谷 千枝子 永井 和子 平松 英子 福島 明也 吉田 浩之		指 揮	作品研究 楽曲解釈論 楽譜研究 管弦楽法 (オーケストレーション) 歌詞研究 台本研究 指揮法研究 楽曲分析 等
鍵盤楽器	演奏解釈論 演奏表現論 演奏思想論 演奏技術研究 アンサンブル研究 伴奏法(器楽、声楽) 楽器史研究 楽器学研究 音楽史研究 演奏教授法 作品研究 等	青柳 晋 東 誠 三 有 森 博 伊藤 恵 植田 克 己 江口 玲 角野 裕 坂井 千 迫 昭 廣 江 理 渡 邊 健 二	邦 楽		作曲家・演奏家研究 演奏法・合奏法研究 楽譜研究 楽器研究(調絃、 奏法、製作) 邦楽理論研究 邦楽教授法研究 作品研究 歌詞研究 等
弦・管・打楽器	演奏解釈論 演奏表現論 演奏技術論 演奏教授法 楽派研究 音律研究 アンサンブル研究 (室内楽、オーケストラ) 楽器論(製作、構 造、歴史) 作品研究 音楽史研究 等	市坪 俊彦 漆原 朝子 小畑 善昭 川崎 和憲 河野 文昭 古賀 和樹 澤 清 高 高木 綾子 玉井 菜採 本 浩 規 中 木 健 二 永 島 義 男※ 日 高 隆 文 藤 本 勝 也 松 原 本 正		音楽文化学	音楽理論 音楽思想・音楽美学 音楽民族学 音楽社会学 音楽資料研究 音楽家研究 作品分析・解釈 演奏分析・解釈 音楽史研究(西洋、 日本、東洋他) 民俗芸能・大衆音 楽研究 等

(注) ※印の教員は平成27年3月31日に定年退職の予定である。

研究領域	研究指導内容	専攻所属教員
音楽文化学	音楽教育学研究 音楽教育史研究 比較音楽教育学(動向)研究 授業研究 教育課程論研究 発達論研究 教師教育研究 専門教授法研究 等	佐野 靖 山下 薫子
	ソルフェージュ論 ソルフェージュ教育研究 フォルマシオン・ミュージカル教授法 音楽理論研究 伴奏法総合研究 等	テシュネ、ローラン 照屋 正樹
	文化政策学 文化経営学 文化経済学 地域文化振興論 芸術文化論 音楽療法研究 芸術療法研究 応用音楽研究 等	枝川 明敬 畑 瞬一郎
	音楽文芸論 文芸研究 歌詞研究 戯曲研究 舞台言語研究 言語表現研究 詩学・韻律学 修辭学 文献学・書誌学 等	大森 晋輔 杉本 和寛 侘美 真理彦 檜山 哲彦
	音楽音響作品研究 録音技法研究 音響心理学 音響デザイン研究 等	亀川 徹 西岡 龍彦 丸井 淳史
	芸術運営研究 舞台芸術研究 文化社会学 文化研究 メディア研究 等	市村 作知雄 熊倉 純子 毛利 嘉孝

IV. 学生生活

1. 学内在留時間

平日（月～金曜）	7：30～21：00	}（ただし、4号館改修終了時までには、9：00～18：00とする。）
土・日・祝日	9：00～16：00	
休業期間中	9：00～16：00	

下校時間を厳守すること。また、入学試験実施その他による登校禁止等については、その都度、掲示により連絡する。

なお、土・日・祝日については、入構の際、守衛所に学生証を預け、所定の手続きを取ることに。

・千住校地は、次のとおり。	
平日（月～金曜）	7：30～21：00（入構は20：30まで）
土・日・祝日	9：00～16：00
休業期間中	9：00～16：00
・なお、正面自動扉が施錠されている時は、自動扉脇の通用口を、学生証を用いて解除して入ること。	

2. 練習時間

平日（月～金曜）	7：30～21：00	}（ただし、4号館改修終了時までには、9：00～18：00とする。）
土・日・祝日	9：00～16：00	
休業期間中	9：00～16：00	

練習時間は、学内在留時間と同じであり、この時間帯以外の使用は、一切認めない。時間延長等は、一切行わないので、終了時間を厳守すること。

また、学外者の使用は、一切認めない。

なお、ホールや教務係管理・各科管理の練習室等の使用については、それぞれに定められている使用要領等に従うこと。

3. 事務取扱い時間（音楽学部）

平日（月～金曜）	9：00～12：30
	13：30～16：30

上記時間帯以外は、事務取扱いをしない。

4. 連絡・伝達事項

各科あるいは授業時に教員から指示される事項を除き、大学から学生への連絡・伝達事項は、特別の事情によるもの以外、すべて掲示により行う。音楽研究科における学生への連絡・伝達用の掲示板は、教務係前、5-109室前に設置してあるので、登・下校時には必ず確認しておくこと。

○ 構内放送

火事等の災害時における緊急を要する場合及び多数の学生に知らせる必要のある場合は、構内放送で連絡する。

○ 電話での問い合わせ

- ・学生からの電話による問い合わせには応じないので、窓口に向いて問い合わせること。
- ・学外者からの電話の取り次ぎは、緊急を要する場合以外、一切行わない。
- ・学外者からの学生の住所・電話番号等の問い合わせには、一切応じない。

5. 授業料の納入

- ・授業料は、大学から保証人宛に送られる振込依頼書により振込むこと。
- ・納入は、前・後期の2期に分けて、年額の $\frac{1}{2}$ ずつ納入すること。
- ・納入期限は、前期：4月30日、後期：10月31日である。

6. 学生証

- ・本学学生として常に携帯すること。
 - ・有効期限は3年間である。留年等で更新手続きが必要な場合は所定の手続きを取ること。
 - ・改姓、住所変更等、記載事項に変更が生じた場合は、必ず届け出ること。また、紛失した場合には、すみやかに再交付の手続きをすること。
 - ・本学学生の身分を離れた時は、すみやかに学生証を返還すること。
 - ・学生証に関する手続き等は、音楽学部教務係で行う。また、学生証の違法使用（他人への譲渡、記載事項の無断変更記入等）があった場合は、大学として厳しく処分する。
- 通学定期券
- ・学生証、通学定期乗車券発行控及び申込用紙（各駅にある）を駅の窓口に出し、購入する。
 - ・住所変更等に伴い、通学経路の変更をしたい場合は、通学区間変更の手続きを音楽学部教務係で行うこと。
- 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）
- ・学割は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であり、学生個人の自由な権利として利用することを前提としているものではないことを念頭におくこと。
 - ・1人につき年間10枚まで使用でき、発行日より3ヶ月間有効である。
ただし、3年次生以上は1月1日以降に発行したのもでも、3月31日を有効期限とする。
 - ・学割を利用するときは、常に学生証を携帯すること。
 - ・学割の不正使用は、本人に対する罰則だけでなく、全学生への使用禁止となることもあるので、絶対に行わないこと。
 - ・学割は学生支援課ロビーにある自動発行機を使って自分で発行すること。

7. 証明書

各種証明書の発行は、「証明書発行申請書」に必要事項を記入し、音楽学部教務係へ申し込むこと。和文証明書の場合、発行までに3日間程度を要する。教務係窓口で相談が必要な証明書については、窓口にお問い合わせのこと。

なお、英文証明書については、発行まで約1週間を要する。

○ 証明書の種類

在学証明書	
修了見込証明書	3年次生以降で修了見込の者に発行
単位修得・成績証明書	2年次生以降に発行
修了証明書	修了式当日以降の発行

(注) 学生個々の理由（手続きの遅れ、差し迫った必要度等）に応じて、証明書を発行することはできないので、必要な手続きは早めに行い、提出期限を守るように、各自が心がけること。

なお、証明書の交付は、学生本人に行う。やむを得ず代理人に委任する時は、必ず委任状を添えること。

8. 各種手続き

各手続きは、病気・ケガ等で来学できない場合を除き、原則として学生本人が行うこと。(身分異動に関する手続きは、必ず学生本人が行うこと。)

下表に示した各種手続きは、音楽学部教務係で行うこと。

休学願	病気・ケガ等の場合は、診断書を添付する。 <大学院学則第32、33、34条>参照
復学願	病気・ケガ等の理由で休学していた場合は、修学が可能である旨を証明した診断書を添付する。 <大学院学則第35条>参照
退学願	受理された後、学生証を返還する。<大学院学則第37条>参照
学生個人情報・保証人情報変更届	[住所・電話番号等変更] 学生証を添えて届け出る。
	[改姓] 戸籍抄本等、改姓を証明するものと学生証を添えて届け出る。
	[本籍変更] 戸籍抄本等、変更を証明するものを添えて届け出る。
※保証人の変更、保証人の住所変更については、教務係窓口にお問い合わせすること。	
学生証再交付願	手数料2,000円を会計課で納付の上、願い出ること。
声種変更届	声楽専攻学生対象
講義室使用願	教務係管理の講義室を使用する場合に提出する。(第1、2、6ホールの使用手続きは演奏・楽器係で行う。)
博士リサイクル実施計画書	博士リサイクルを実施する1ヶ月前までにプログラムの写しを添付の上、提出すること。
公欠届	<音楽学部公欠の承認基準>参照
旧姓使用申出	戸籍抄本等を添えて申出る。

9. ロッカー

- ・学生個人用ロッカーの使用希望者は、毎年5月に使用登録を受け付けるので、定められた期間内に必ず登録すること。
- ・使用期間は、翌年4月までの1年間である。継続して使用する場合は、毎年更新する必要があるので、注意すること。(修了生は、3月までの使用。)
- ・修了生は、修了時にロッカー内を整理、空にすること。
- ・未登録のロッカーについては、その中に入っている私物の内容・種類を問わず、大学ですべて処分する。また、処分された物品について、大学では一切責任を負わないので注意すること。
- ・大学では、盗難などについて、一切責任を負わないので、貴重品等は入れないようにし、暗証番号の管理に注意すること。

10. その他

- 楽器、現金等の貴重品は、各自が責任をもって管理し、盗難防止につとめること。特に学生証やキャッシュカードは悪用される恐れがあるので、十分注意すること。
- 教室、レッスン室、練習室等に許可なく私物を置かないこと。許可なく置かれた物については、紛失等があっても、大学では、一切責任を負わないので注意すること。
- 学内においては、火気の無断使用を厳禁とする。喫煙は定められた場所で行い、火の元には十分注意すること。
- 本学には駐車スペースがないので、学内への車両乗り入れは、原則として禁止とする。楽器の搬送等、やむを得ない状況により車両乗り入れをする場合は、事前に所定の申請書類に必要事項を記入し、届け出て許可を得る

こと。

- 学内での練習は、近隣住民の迷惑にならないように、練習時間を厳守すること。また、窓を開けたままでの練習は、絶対に行わないこと。
- アパート、マンション住まいの学生は、楽器演奏の音などで、居住者、近隣住民の迷惑にならないよう注意すること。
- キャッチ商法、マルチまがい商法等のいわゆる悪徳商法、インチキ商法には十分注意すること。電話や街頭での巧みな勧誘等にのることなく、断る時はきっぱりと断ること。また、安易に署名・捺印等をしないこと。
- 度を越した飲酒は、厳に慎むこと。
- 大麻・マリファナ等の薬物には、絶対に手を出さないこと。
- その他、学生支援課発行の「学生便覧」に、よく目を通すこと。

11. 自転車の登録

- (1) 通学のため音楽学部側キャンパスに駐輪を希望する自転車等所有者（自動二輪車、原動付自転車を含む。）は、登録手続きが必要。教務係で必ず登録すること。
- (2) 駐輪場所は、音楽学部5号館ピロティ及び2号館前である。（点字ブロック、奏楽堂や第6ホール入口には駐輪しないこと。）
- (3) 無断駐輪者に対しては告知文を発行する。再三の告知にもかかわらず、無断駐輪を続けている自転車等は、廃棄処分する。なお、その際に要した経費については、当該者に対して請求する場合がある。

V. 東京藝術大学大学院学則（抄）

制 定 昭和52年4月28日

最近改正 平成25年1月24日

第1章 総則

第1節 目的

（目 的）

第1条 東京藝術大学大学院（以下「大学院」という。）は、芸術及びその理論を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（点検・評価）

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4 前3項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第2節 研究及び教育組織

（大学院の課程）

第3条 大学院における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程は、広い視野に立って芸術についての精深な学識と技術を授け、芸術の各分野における創造、表現、研究能力又は芸術に関する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

5 博士後期課程は、芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、芸術文化に関する幅広い識見を有し、自立して創作、研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた研究者を養成することを目的とする。

（研究科及び専攻）

第4条 大学院に、次の研究科を置く。

(2) 音楽研究科

2 前項の美術研究科及び音楽研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

研究科名	修 士 課 程	博 士 後 期 課 程
	専 攻 名	専 攻 名
音楽研究科	作 曲 専 攻 声 楽 専 攻 器 楽 専 攻 指 揮 専 攻 邦 楽 専 攻 音 楽 文 化 学 専 攻	音 楽 専 攻

3 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教員組織

(教員組織)

第5条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該学部の学部長をもって充てる。

3 研究科の授業及び修士論文（専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。）又は博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教員は、大学院において授業又は研究指導を担当する資格を有する当該学部の教授、准教授及び講師又は客員教授とする。

第4節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	修 士 課 程			博 士 後 期 課 程		
	専 攻 名	入学定員	収容定員	専 攻 名	入学定員	収容定員
音楽研究科	作曲専攻	7	14	音楽専攻	25	75
	声乐専攻	20	40			
	器楽専攻	45	90			
	指揮専攻	3	6			
	邦楽専攻	9	18			
	音楽文化学専攻	35	70			
計	119	238	計	25	75	

第5節 研究科委員会

(研究科委員会)

第7条 研究科に、当該研究科の重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第9条 学期は、次の2学期から分ける。

(1) 前学期 4月1日から9月30日まで

(2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日

(3) 開校記念日 10月4日

(4) 春季、夏季及び冬季休業日

2 前項第4号の休業日は別に定める。

3 学長は、必要があると認めるときは、第1項の休業日を変更し、又は臨時の休業を定めることができる。

(注) 休業日は毎年度変更されるので、当該年度の学事暦で確認すること。

第2章 研究科通則

第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、修士課程にあつては3年、博士後期課程にあつては5年を超えて在学することはできない。

第2節 教育方法等

(教育方法)

第13条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 学生は、いずれかの研究室に属し、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。

(履修方法等)

第14条 研究科における授業科目の内容及びその単位数、研究指導の内容並びにそれらの履修方法は、各研究科において別に定める。

2 研究科における単位の計算方法、授業日数及び期間については、東京藝術大学学則（以下「本学学則」という。）の第80条から第83条までの規定を準用する。ただし、本学学則別表（第80条関係）については、次の表に読み替えるものとする。

	講義	演習	実験、実習及び実技	一つの授業科目において、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の併用により行う場合
美術研究科	時間 15	時間 15	時間 30	2つの授業の方法を組み合わせる行う授業科目の場合は、それぞれの授業時間数をx、yとすると、 $ax + by$ (a: 1単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の標準である45時間を該当する左記の時間数で除して得た数値、b: 同じく45時間を該当する左記の時間数で除して得た数値)が45となるようにx及びyの時間を定める。3つ以上の授業の方法を組み合わせる行う授業科目の場合も、授業の方法の数値を増やし同様に時間を定める。
音楽研究科	15	15又は 30	30	
映像研究科	15	15	30	

(他の大学院における授業科目の履修)

第15条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(研究指導委託)

第16条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生にあつては、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(教育職員免許状)

第17条 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

表(略)

2 教育職員免許状を取得するための授業科目及びその履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 課程の修了

(修士課程の修了要件)

第18条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、文化財保存学専攻にあっては36単位以上、その他の専攻にあっては30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を上げたと研究科委員会が認めた者については大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条ただし書きの規定による在学期間で修士課程を修了した者の当該博士後期課程の修了要件は、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、修士課程における在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

3 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の2の規定により、大学院への入学資格があるものとして、博士後期課程に入学した者の修了要件は、大学院に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(単位の認定)

第20条 授業科目の履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

(論文等審査の際の試験)

第21条 論文等審査の際の試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文等又は博士論文等の審査に合格した者について行う。

(課程の修了認定)

第22条 修士課程又は博士後期課程の修了は、研究科委員会の議を経て学長が認定する。

第4節 学位

(学位の授与)

第23条 研究科において修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位をそれぞれ授与する。

2 本学の博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても本学学位規則の定めるところにより、博士論文(研究領域により、研究作品又は研究演奏を加える。)を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 入学、休学、復学、転学、退学、留学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学(編入学及び再入学を含む。)の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

第25条～第29条（略）

（入学手続）

第30条 選抜試験に合格した者は、所定の期日までに誓約書並びに学生証、学生記録票及び学生カード等の書式に必要事項を記入のうえ提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、第41条第1項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者については、入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書の受理をもって、入学手続上入学料の納付に代えることができる。

（入学の許可）

第31条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（休学）

第32条 病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて当該研究科長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

第33条 病気その他の理由により修学することが不適当であると認められる者に対しては、研究科委員会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

（休学期間）

第34条 休学期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年以内とする。

2 特別な理由があるときは、研究科長の許可を得て1年に限り休学期間を延長することができる。ただし、それぞれ通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第11条に規定する在学年限に算入しない。

（復学）

第35条 休学期間中にその理由が消滅したときは、復学願に医師の診断書又は理由書を添えて研究科長に提出し、その許可を得て復学することができる。

（転学）

第36条 他の大学院に転学を希望する者は、その理由書を添えて、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て、これを許可する。

（退学）

第37条 退学を希望する者は、その理由書を添えて、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て、これを許可する。

（留学）

第38条 留学を希望する者は、その理由書を添えて、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て、これを許可する。

3 留学した期間は在学年数に加え、第13条の2第2項及び第13条3第1項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

（除籍）

第39条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、研究科委員会の議を経て、これを除籍する。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除若しくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納入しない者
- (5) 行方不明の者

第40条～第42条（略）

第4章 検定料、入学料及び授業料

（検定料、入学料及び授業料）

第43条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則（以下「費用規則」という。）の定めるところによる。

2 （略）

（授業料の納付）

第44条 授業料は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する者から申出があった場合には、前期分徴収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1（納入期限4月30日まで）

後期 年額の2分の1（納入期限10月31日まで）

（入学料の免除及び徴収猶予）

第45条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全額又は半額を免除若しくは徴収猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関する事項は、別に定める。

（授業料の免除）

第46条 経済的理由その他特別な事情により授業料の納付が困難であると認められるときは、その者の願い出により授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

（授業料等の還付）

第47条 納入済の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。また、前期分授業料納入の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分授業料に相当する額を還付する。

第5章 賞罰

（表彰）

第48条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者に対しては、これを表彰することができる。

（懲戒）

第49条 学長又は研究科長が、次の各号の一に該当する者があるときは、これを懲戒するものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当の理由なく出席常でない者

(3) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし、退学及び停学にあつては、当該研究科委員会及び教育研究評議会の議を経て学長が行い、訓告にあつては、当該研究科委員会の議を経て研究科長が行うものとする。

第6章 雑則

第50条 この学則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し、必要な事項は、本学学則、東京藝術大学学生生活通則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

2 前項に規定する準用を行う場合は、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるものは「研究科長」と読み替えるものとする。

VI. 東京藝術大学大学院音楽研究科規則（抄）

制 定 昭和53年2月16日

最近改正 平成20年4月1日

第1章 総則

（趣 旨）

第1条 この規則は、東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第3項規定に基づき東京藝術大学大学院音楽研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項について定めるものとする。

（目 的）

第1条の2 研究科は、高度に専門的かつ広範な視野に立ち、音楽についての深遠な学識と技術を授けること、音楽に関わる各分野における創造、表現、研究又は音楽に関する職業等に必要な優れた能力を養うこと、さらには自立して創作、研究活動を行うに必要な高い能力を備えた教育研究者を養成することを目的とする。

（課 程）

第2条 研究科における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

（専攻及び研究領域）

第3条 修士課程の専攻は、次のとおりとする。

- (1) 作曲専攻
- (2) 声楽専攻
- (3) 器楽専攻
- (4) 指揮専攻
- (5) 邦楽専攻
- (6) 音楽文化学専攻

2 博士後期課程の専攻は、音楽専攻とし、その研究領域は、次のとおりとする。

- (1) 作曲研究領域
- (2) 声楽研究領域
- (3) 鍵盤楽器研究領域
- (4) 弦・管・打楽器研究領域
- (5) 古楽研究領域
- (6) 指揮研究領域
- (7) 邦楽研究領域
- (8) 音楽文化学研究領域

（指導教員）

第4条 研究科委員会は、学生の所属する専攻又は研究領域に応じて研究指導教員を定めるものとする。

（授業科目及び単位）

第5条 研究科の各専攻及び研究領域における授業科目及び単位数は、東京藝術大学大学院音楽研究科（修士課程）履修内規（以下「修士履修内規」という。）及び東京藝術大学大学院音楽研究科博士後期課程履修内規（以下「博士後期履修内規」という。）に定めるとおりとする。

（成績の評価）

第6条 成績評価基準及び単位の認定方法等については、東京藝術大学音楽学部規則第17条及び第18条の規定を準用する。

(注) 参照

第2章 修士課程

第7条～第11条 (略)

第3章 博士後期課程

(履修方法)

第12条 博士後期課程の学生（以下本章中「学生」という。）は、博士後期履修内規に定める授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて、10単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、所属する研究領域において、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けなければならない。この場合における研究指導については、単位を与えないものとする。

(履修届及び研究計画の届出)

第13条 学生は、学年の始めに、指導教員の指導を受けて履修届け及び研究計画を所定の期日までに届出なければならない。

(授業科目の試験)

第14条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科委員会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(博士論文等の提出)

第15条 博士論文及び研究作品又は研究演奏（以下「博士論文等」という。）は、博士後期課程に2年以上在学し、当該課程修了時まで10単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げた者と研究科委員会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第19条各項ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

2 博士論文等並びにその題目、目録及び要旨は、研究指導教員の承認を得た上、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。

(博士論文等の審査及び試験)

第16条 博士論文等の審査及び試験は、東京藝術大学学位規則の定めるところにより、研究科委員会が行う。

2 特別の事情により博士論文等の審査及び試験を受けることができなかつた者は、その理由を付して博士論文等の追試験を願い出ることができる。

3 研究科長は、前項の願い出のあつた者について、研究科委員会の議を経て、博士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第4章 雑則

第17条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の定めるところによる。

(注) 評価方法

別表2 (第17条関係)

評	価	基	準
秀	100～95	As	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不 可	49以下	D	1

1) 学科試験は100点法による。

2) 実技試験は100点法以外の評価基準とする。

3) 出席不良等によって評点できない場合は「失格」とする。

Ⅶ. 東京藝術大学学位規則（抄）

制 定 昭和52年4月28日

最近改正 平成17年11月17日

第1章 総則

（趣 旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、東京藝術大学学則（以下「学則」という。）第91条第3項及び東京藝術大学大学院学則第23条第3項の規定に基づき、本学において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位及び専攻区分の名称、授与条件

（学位及び専攻区分の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学において授与する学位には、次の各号の区分による専攻区分の名称を付記する。

(1) 学士の学位

美術学部 美 術

音楽学部 音 楽

(2) 修士の学位

美術研究科 美 術

芸術表現

文化財

音楽研究科 音 楽

(3) 博士の学位

美術研究科 美 術

文化財

音楽研究科 音 楽

音楽学

学 術

（学位の授与条件）

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下同じ。）の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

第3章 学位論文等審査

第1節 修士及び博士課程学生の学位論文等審査

（修士課程学生の修士論文等審査の願出）

第4条 本学大学院修士課程の学生が修士論文（専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。）の審査を願出しようとするときは、修士論文等に修士論文等目録、修士論文要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

（博士課程学生の博士論文等審査の願出）

第5条 本学大学院博士課程の学生が博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）の審査を願い出ようとするときは、博士論文等に博士論文等目録、博士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

（学位論文等審査）

第6条 研究科長は、修士論文等又は博士論文等（以下「学位論文等」という。）の提出があった場合は、研究科委員会にその審査を依頼する。

2 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行うものとする。

3 研究科委員会は、学位論文等を審査するため、学位論文等ごとに、学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

（審査委員会）

第7条 審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分野担当の講師又は客員教授を加えることができる。

3 学位の授与に係る学位論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

（試験の方法）

第8条 試験は、学位論文等審査の終了後に行うものとする。

2 試験は、学位論文等を中心として、その関連分野について、口述又は筆記により行うものとする。

（課程修了の認定）

第9条 研究科委員会は、本学大学院学生の修得単位並びに学位論文等の審査及び試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を議決する。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

（審議の報告）

第10条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

第2節 学外者の請求による博士論文審査

（学外者による博士の学位請求の願出）

第11条 本学大学院の学生以外の者（以下「学外者」という。）が本学大学院の博士の学位請求を願い出ようとするときは、学位申請書及び別に定める博士論文等に東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則に定める額の学位論文審査手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

2 前項の規定により納付した学位論文審査手数料は、返付しない。

（博士論文審査）

第12条 学長は、前条第1項の規定により提出された博士論文の審査を当該研究科長に付託する。

2 研究科長は、前項の規定により付託があったときは、研究科委員会にその審査を依頼する。

3 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、博士論文の審査を行うものとする。

4 研究科委員会は博士論文の審査を開始した日から1年以内に、その合格又は不合格を決定する。

5 審査委員会の設置、審査委員会の組織、審査結果からの報告及び試験の方法については、第6条第3項、第7条及び第8条の規定を準用する。

(学力の確認の方法)

第13条 研究科委員会は、博士論文審査及び試験終了後に学力の確認を行うものとする。

2 学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目及び外国語について、口述又は筆記により行うものとする。

(授与資格の認定)

第14条 研究科委員会は、本学大学院の博士の学位を請求した学外者の博士論文の審査及び試験並びに学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定（以下「授与資格の認定」という。）について審議の上、合格又は不合格を議決する。

2 前項の規定する議決を行う場合は、第9条第2項の規定を準用する。

3 第1項に規定する議決の学長に対する報告については、第10条の規定を準用する。

第4章 学位の授与等

(学位の授与)

第15条 学長は、学則第91条の規定に基づき卒業を認定された者並びに第10条及び前条第3項の報告に基づき、課程修了又は授与資格の認定をされた者に対し、それぞれ学位を授与する。

2 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨通知する。

(学位名称の使用)

第16条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「東京藝術大学」を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第17条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会又は研究科委員会並びに教育研究評議会の議を経て、既に授与した学位を取消し、学位を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 前項に規定する議決を行う場合には、学則第91条又は第9条第2項の規定を準用する。

(博士の学位授与についての文部科学大臣への報告)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

第5章 博士論文の公表

(博士論文の要旨等の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により、博士論文を公表する場合には、その博士論文に「東京藝術大学審査学位論文（博士）」と明記しなければならない。

5 博士論文のほか、研究領域により研究作品又は研究演奏が博士論文審査に加えられる場合は、研究科委員会の定めるところによりその研究作品又は研究演奏を公表するものとする。

第21条、第22条 (略)

VIII. 東京藝術大学大学院研究科学位（課程博士）審査規則

制 定 昭和60年12月23日

最近改正 平成19年4月1日

（趣 旨）

第1条 東京藝術大学学位規則第6条に基づく博士の学位（以下「課程博士」という。）審査については、この規則の定めるところによる。

（申請資格等）

第2条 課程博士の学位を申請することのできる者は、博士後期課程に在学し、必要な研究指導を受け、かつ所定の単位を修得見込み又は修得した学生とする。

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ、所属する研究領域又は所属していた研究領域の研究指導教員の承認を得るものとする。

（博士論文等）

第3条 この規則において、博士論文等とは、博士論文及び研究作品又は研究演奏という。ただし、理論を主とする研究分野については、博士論文をいう。

（申請手続等）

第4条 課程博士の学位を申請しようとする者は、次の各号に掲げる博士論文等及び書類各3通を当該研究科長に提出するものとする。

- (1) 博士論文等
- (2) 博士論文等目録
- (3) 博士論文等要旨（400字詰原稿用紙5枚以内）
- (4) 履歴書

2 課程博士の学位申請は、予備申請及び本申請とし、当該研究科長の指定する期日までに行うものとする。

（審査委員会）

第5条 審査委員会は、提出された博士論文等を審査するために、博士論文等ごとにその内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもってそれぞれ組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、博士論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に当該研究分野担当又は関連分野担当の講師又は客員教授を加えることができる。

3 学位の授与に係る博士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会に主査を置き、主査は、原則として、当該学位申請者の属する研究室の研究指導教員とする。

5 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験を行うものとする。

（試験の方法）

第6条 試験は博士論文等の審査終了後に行うものとする。

2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

（審査結果の報告）

第7条 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

（合否の決定）

第8条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否を議決する。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第9条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

(博士論文等の公表)

第10条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

第11条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。この場合は、本学は、当該博士論文等のすべてを求めに応じて閲覧等に供するものとする。

(施行細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、課程博士の学位審査に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

IX. 東京藝術大学大学院研究科学位（論文博士）審査規則

制 定 昭和60年12月23日

最近改正 平成19年4月1日

（趣 旨）

第1条 東京藝術大学学位規則第12条の規定に基づき、博士の学位（以下「論文博士」という。）審査については、この規則の定めるところによる。

（申請資格等）

第2条 論文博士の学位を申請することのできる者は、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力等を有する者とする。

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ、関連する本学の研究領域又は研究分野の研究指導教員の承認を得るものとする。

（博士論文等）

第3条 この規則において、博士論文等とは、博士論文及び研究作品又は研究演奏をいう。ただし、理論を主とする研究分野については、博士論文をいう。

（申請手続）

第4条 論文博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書及び次の各号に掲げる博士論文等に東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則に定める額の学位論文審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。

ただし、本学の博士後期課程に3年以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位を申請する場合、審査手数料の徴収を免除する。

(1) 博士論文等

(2) 博士論文等目録

(3) 博士論文等要旨

(4) 履歴書

(5) 戸籍謄本又はこれに代わるもの

(6) その他学長が指定するもの

2 論文博士の学位申請は、学長の指定する期日までに行うものとする。

（博士論文等審査）

第5条 学長は、前条の規定により提出された博士論文等の審査を当該研究科長に付託する。

2 研究科長は、前項の規定により付託があったときは、研究科委員会にその審査を依頼する。

（審査委員会）

第6条 審査委員会は、付託のあった博士論文等を審査するために、博士論文等ごとにその内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもってそれぞれ組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、博士論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分野担当の講師又は客員教授を加えることができる。

3 学位の授与に係る博士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会に主査を置き、主査は、提出された博士論文等の内容に応じた研究分野の研究指導教員をもってあてる。

5 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験を行うものとする。

（試験の方法）

第7条 試験は、博士論文等の審査終了後に行うものとする。

2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(学力審査委員会)

第8条 学力審査委員会は、学位申請者の学力の確認を行うため、研究科委員会構成員のうちから研究科委員会において選出された5人以上の学力審査委員をもって組織する。

2 学力審査委員会は、必要があると認めるときは、当該研究科委員会構成員以外の教授、准教授又は講師を加えることができる。

3 学力審査委員会に主査を置き、主査は、審査委員の互選によるものとする。

4 学力審査委員会は、当該研究分野に関し、学力等を有することを確認するため、博士論文等に関連する分野の科目(外国語を含む。)について、口述又は筆記により行うものとする。ただし、本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者については、学力等の審査を行わないものとする。

(審査結果の報告)

第9条 審査委員会は、第6条第4項の規定により行った博士論文等審査及び試験の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

2 学力審査委員会は、前条の規定により行った学力審査の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の決定)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否を議決する。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、研究科委員会構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第11条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

(博士論文等の公表)

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

第13条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、博士論文等のすべてを求めに応じて閲覧等に供するものとする。

(施行細則)

第14条 この規則の定めるもののほか、論文博士の学位審査に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

X. 音楽文化学研究領域の論文博士の事前承認に関する申し合わせ

改正 昭和60年12月23日

最近改正 平成23年11月10日

「東京藝術大学大学院研究科学位（論文博士）審査規則」（以下単に「規則」と呼ぶ。）に関して音楽文化学研究領域常勤教員（当該研究分野の大学院担当常勤教員。以下、単に「常勤教員」と呼ぶ。）の間で、以下のように申し合わせる。

1. 規則第2条第1項の「学力等」は、主として申請希望者の業績をもって判断する。
2. 規則第2条第2項に言う「承認」は、常勤教員の合議によって決する。
3. 前項の決定のために、申請希望者に履歴書、業績表および論文の概要（400字20枚～50枚程度）の提出を求める。
（提出先：当該研究室）
4. 合議により必要と認めた場合は、前項に記す以外の資料の提出を求めることがある。
5. 「承認」の可否は、常勤教員現員の審査能力をも勘案して定める。
6. 「承認」の可否は、上記資料の受領後、原則として3か月以内に申請希望者に通知する。
7. 「承認」は、前項の通知後2年以内に学位申請が行われなかった場合には、無効となる。

XI. 「東京藝術大学大学院音楽研究科学学位委員会」設置に関する申し合わせ

制 定 平成14年12月12日

最近改正 平成16年4月8日

音楽学部教務委員会は東京藝術大学大学院音楽研究科学学位委員会設置に関して、次の要項を制定することを申し合わせをする。

(設 置)

第1 東京藝術大学大学院音楽研究科（以下「研究科」という。）に、博士後期課程における教育・研究を充実させ、課程博士学位授与の促進を図るため、大学院音楽研究科学学位委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 博士後期課程の理念と制度に関わること。
- (2) 博士後期課程在籍者の研究進捗状況の把握、指導教員会議の運営に関わること。
- (3) その他学位の授与に関し、必要と認められる事項。

(組 織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、第2号の委員は教務委員をもって充てる。

- (1) 教務委員長
- (2) 各科から選出された者 1名

(任 期)

第4 第3に掲げる委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

ただし、委員に欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、教務委員長をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(庶 務)

第6 委員会の庶務は音楽学部教務係において処理する。

(雑 則)

第7 その規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

XII. 東京藝術大学音楽学部における演奏活動に関わる著作権隣接権等の取扱要項

制 定 平成24年2月28日

(目 的)

第1条 この要項は、東京藝術大学音楽学部及び東京藝術大学演奏芸術センター（以下「学部等」という。）において、研究・教育目的で行われる演奏活動と、その記録・保存・公開に関わる著作権隣接権等の取扱について基本的な事項を定め、もって学術活動の成果の社会的活用を図るとともに、我が国における音楽芸術の振興に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「演奏作品」とは、構成員が学部等の主催する公演会（練習・ワークショップその他の企画事業を含む。）において演奏（歌唱その他の実演を含む。）を行った作品をいう。
- (2) 「構成員」とは、学部等に所属している全ての者（職員、学生等の身分及び特任、客員等の呼称は問わない。）をいう。
- (3) 「著作権隣接権等」とは、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第89条第1項に規定する実演家の著作権隣接権その他記録・保存・公開に関わる肖像権等の権利を含む。

(著作権隣接権等の帰属)

第3条 演奏作品の著作権隣接権等は、別途合意のない限り、学部等との関係ではその演奏を行った構成員個人（以下「著作権隣接権者」という。）に帰属する。

(利用許諾)

第4条 著作権隣接権者は、その演奏作品について、学部等に対し次の各号に掲げる利用を将来にわたって無償で許諾するものとする。

- (1) 演奏作品の記録に必要な録音・録画
- (2) 演奏作品の保存に必要なCD-ROM等デジタルメディアやサーバへの複製
- (3) 構成員、構成員であった者、共同事業者、その他学外研究者等のうち正規の手続を経て学部等に依頼を行った者への、無償での配布・ストリーミング配信
- (4) 本学ホームページや印刷物等における広報利用
- (5) その他学部等において必要とする利用

(楽曲著作権等の取扱)

第5条 演奏に用いられる楽曲に著作権が存在する場合又は楽譜の貸与契約が必要な場合には、当該演奏活動の責任者たる構成員が適切な契約処理を行う。構成員は、その実演が第三者の著作権その他の権利を侵害しないよう、十全の配慮を行うものとする。

(音楽事務所等との関係)

第6条 構成員が、音楽事務所・レコード会社等との間で著作権隣接権等の取扱を含む契約等を個別に行っている場合には、その旨を学部等に報告するとともに、この要項を含む本学諸規則及び関係法令に基づき必要な処理を行うものとする。

(退職・卒業後の取扱)

第7条 構成員が退職、卒業、修了又は退学した場合においても、在職又は在籍中に行われた演奏に関する著作権隣接権等の取扱については、この要項の定めるところにより行うものとする。

(事 務)

第8条 この要項に関わる事務は、学部等事務部が行う。

(例外の取扱)

第9条 記録保存された演奏作品について、第4条第3号、第4号又は第5号を適用することが適当でないとして著作権隣接権者が判断した場合、その旨を音楽学部長に申出ることができる。

2 前項の申出があった場合、音楽学部長は著作権隣接権者と協議のうえ、別に取扱うことができる。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、演奏作品の取扱に関し必要な事項は、音楽学部長が別に定める。

略記法 (事務用)

55.12.11 教務委員会決定

科・声種・楽器名		略記法	科・声種・楽器名		略記法
作曲			室内楽		
声 楽	独唱		古 楽	チェンバロ	Cemb
	オペラ			バロック声楽	BVo
	ソプラノ	S		バロック・ヴァイオリン	BVn
	メゾソプラノ	Ms		バロック・チェロ	BVc
	アルト	A		リコーダー	Rec
	テノール	T		フォルテピアノ	FP
	バリトン	Br		バロック・オルガン	BOrg
	バス	B	指揮		
ピアノ		Pf	楽理・音楽学		
オルガン		Org	音楽教育		
弦 楽	ヴァイオリン	Vn	ソルフェージュ		
	ヴィオラ	Va	境音 創楽 造環	音楽音響創造	
	チェロ	Vc		芸術環境創造	
	コントラバス	Cb	邦楽		
	ハープ	Hp	(略記法の表現について) 1. 原則として、2字以内にまとめた。 2. 原則として、頭文字は大文字を使い、2字目は小文字とした。 3. 科名等を表現するときは日本語のままとし、専攻(声種・楽器名)を略記法の対象とした。 以上		
木 管	フルート	Fl			
	オーボエ	Ob			
	クラリネット	Cl			
管	ファゴット	Fg			
	サクソフォン	Sx			
金 管	ホルン	Hr			
	トランペット	Tp			
	トロンボーン	Tb			
	チューバ	Tu			
	ユーフォニアム	Euph			
打楽器		Pc			

※ 平成16年6月10日一部改正

※ 平成23年2月28日一部改正